

諮問番号：令和2年度諮問第17号

答申番号：令和2年度答申第22号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の理由から身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の障害の級別を3級に変更した原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 請求人の病状は変わっていないのに、級別が変更されたこと。

(2) 提出した診断書（以下「本件診断書」という。）には、これを作成した医師（以下「本件医師」という。）の参考意見として、請求人の障害の程度は級別1級相当に該当する旨が記載されていること。

#### 2 処分庁の主張の要旨

ペースメーカを植え込みした者に係る手帳の障害の級別の再認定は身体活動能力（運動強度：メッツ）の値（以下「メッツの値」という。）で行うものであるところ、処分庁の職員からの照会に対し、本件医師は、請求人の身体活動能力について「メッツの値2以上4未満（3級相当）」と回答している。

したがって、原処分において、請求人の心臓機能障害について級別3級の認定をしたことは相当である。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、本件診断書等に基づき、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 ペースメーカを植え込みした者であって、心臓機能障害により手帳が交付されているものに係る当該ペースメーカの植え込みから3年以内の期間内に実施される障害の級別の再認定においては、メッツの値で判断することとされているところ、本件医師は、処分庁の職員からの照会に対して、請求人のメッツの値は「2以上4未満（3級相当）」である旨を回答している。

これらを踏まえ、処分庁は、請求人の心臓機能障害について級別3級と認定しており、この処分庁の判断に、不合理な点は認められない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には

理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和2年8月18日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

身体に障害のある者は、身体障害者福祉法の規定に基づき、都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）の診断書を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができ、都道府県知事は、当該申請に基づいて審査し、その障害が同法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないとされており、同表による障害の級別は身体障害者福祉法施行規則別表第5号の身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）に定められ、その具体的な運用については「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」の別紙「身体障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められている。

また、「身体障害者障害程度の再認定の取り扱いについて」によると、都道府県知事は、手帳の交付を受ける者の障害の状態が更生医療の適用、機能回復訓練等によって軽減する等の変化が予想される場合には再認定を実施し、ペースメーカーの植え込みをした者については、当該植え込みから3年以内の期間内にこれを実施することとされている。

さらに、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」によると、ペースメーカーを植え込みした者の等級表の級別については、その植え込み直後の判断はペースメーカーの適応度（クラスⅠ又はクラスⅡ以下）及びメッツの値で行い、その植え込みから3年以内に行う再認定の判断はメッツの値のみで行うこととされている。具体的には、認定基準において級別1級とされる「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」とは、植え込み直後の判断ではクラスⅠに相当するもの又はクラスⅡ以下に相当するものであってメッツの値が2未満のものをいい、再認定の判断ではメッツの値が2未満のものをいうとされ、認定基準において級別3級とされる「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」とは、植え込み直後の判断ではクラスⅡ以下に相当するものであってメッツの値が2以上4未満のものをいい、再認定の判断ではメッツの値が2以上4未満のものをいうとされている。

そして、「北海道身体障害者手帳事務取扱要領について」の別紙「北海道身体障害者手帳事務取扱要領」において、再認定が必要となる者は、指定医が作成した診断書等を提出することや、提出された診断書の記載に疑義又は不明な点があり障害認定に支障がある場合又は障害認定に正確さを期するために更に意見を求める場合は、当該指定医に対し照会書により確認することを定めてい

る。

そこで本件診断書をみると、前記のとおり、ペースメーカーの植え込みから3年以内に行う再認定の判断はメッツの値のみで行うこととされているところ、「ペースメーカーの適応度及び身体活動能力（運動強度）」欄には、請求人のクラスのみが示され、メッツの値が示されていなかったため、処分庁の職員は、指定医である本件医師に照会したところ、請求人のメッツの値が「2以上4未満」（等級表の級別3級に相当する値）であることに加え、「自分で車を運転して一人で来院」、「階段歩行はつらい」等の請求人の身体活動能力に係る所見について回答を得た。

これらを踏まえ、処分庁は、請求人の身体活動能力について「心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」と判定し、心臓機能障害について等級表の級別3級と認定しており、この処分庁の判断に、不合理な点は認められない。

以上のとおり、原処分は違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても適正なものとして認められるから、本件審査請求は棄却されるべきものであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子